



総務課からのお知らせ

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました

6月1日(木)からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が始まりました。理解が十分に進まないために困難を抱えるLGBTQ+の生きづらさを軽減することが期待されます。宣誓した方には宣誓証と証明カードを公布します。

パートナーシップ・ファミリーシップとは

一方または双方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束した関係。また、パートナーシップの関係にある方にお子さんがある場合、その子を養育すると約束した家族をファミリーシップと言います。

婚姻制度とは異なり、法的効力は発生しませんが、社会的理解の促進や精神的な負担軽減、行政の一部サービスが夫婦や家族同様に適用されます。

宣誓することができる方

以下のすべての要件を満たす方です。

- 1 一方または双方が性的マイノリティであること。
- 2 成人(満18歳)に達していること。
- 3 村内在住者、もしくは当事者の一方が村内に住所を有し、かつ、他の一方が村内への転入を予定していること。また、当事者の双方が村内へ転入を予定していること。
- 4 近親者(直系の叔父、叔母、甥、姪など)でないこと。ただし、養子縁組により近親者になった場合を除く。
- 5 ほかの方とパートナーシップ・ファミリーシップの関係、婚姻関係にないこと。
- 6 ファミリーシップ宣誓の場合、パートナーシップにある方の一方または双方の未成年の子(18歳未満)と生計を同一にしていること。

●ご利用いただける村のサービス(同一世帯に限る)

- ・税等証明書の発行
- ・住民票の写しの交付

宣誓に必要な書類や手続き等の詳細は、村HPをご覧ください。

URL：<https://www.vill.higashichichibu.saitama.jp/soshiki/01/partnership-system.html>

問合せ 総務課 ☎82-1221

和紙の子児童クラブ補助員の募集

和紙の子児童クラブでは、児童の夏休み期間中、補助員を募集します。

- 応募資格**
- ・職務遂行に支障がない良好な健康状態であること
 - ・次のいずれにも該当しない人
 - 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 当該地方公共団体から、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
 - 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

- 職種** 放課後児童クラブ補助員
- 雇用期間** 7月21日(金)～8月31日(木)
- 就業場所** 東秩父村立和紙の子児童クラブ(旧落合保育園)
- 勤務条件**
- ・午前8時～午後1時/午後1時～6時
 - ※シフト制
 - ・勤務日等は採用時要相談
 - ・放課後児童クラブ保育業務(支援員補助等)
- 報酬単価** 時給992円+通勤手当相当額別途支給
- 採用人数** 若干名
- 募集期間** 7月3日(月)～20日(木)
- 申込方法** 総務課備え付け、または村ホームページに掲載の申込書に必要事項を記入のうえ、総務課へ提出してください。
- 試験方法** 書類選考または面接試験
- 問合せ** 総務課 ☎82-1221